

東三河支部

7月例会

- 日 時：令和4年7月19日（火）午後3時
- 会 場：豊橋市商工会議所 3階ホール
(豊橋市花田町)
- 出席数：47名（Web参加16名含む）
- 東三河総局県民環境部環境保全課出席者：5名
主幹 天野克則氏、課長補佐 藤田清久氏、主事 高橋 優氏、技師 後藤有香氏、技師 中西輝展氏

東三河支部（鬼頭秀幸支部長）の7月例会は中間処理委員会（柏原宏人委員長）が、廃棄物処理を取り巻く法改正等について講演会を開催しました。

例会は萩原裕久副委員長が司会進行を担当され、開会の辞を総務運営部会副部長 酒井正樹氏が述べ、鬼頭支部長が挨拶を述べました。柏原委員長からは、開催主旨説明で、適正処理の推進を図る上でも業務に関わる法改正について、最新の情報を周知しておくことの重要性について話がありました。

講演は後藤技師より「石綿事前調査結果報告システムのスタート」と題し、説明がありました。

令和4年4月1日着工の工事から“石綿の有無の事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！”（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準局）について、事前調査についての概略と事前調査結果の報告につ



講演をする後藤技師

いて、誰がどこへ何の報告が必要であるか等について、報告の対象となる工事・規模基準、それらを踏まえた工事の実施における具体的な措



石綿総合情報ポータルサイト QRコード

置について、説明がありました。高橋主事からは「フロン排出抑制法 規制強化」と題して、令和2年4月に施行されたフロン排出抑制法の改正により建物解体時の規制が強化されたことにより、同法の対象となる機器、『工事の発注者、建設・解体業者、廃棄物・リサイクル業者』それぞれの改正点等について説明がありました。また、フロンは強

力な温室効果ガスであり地球温暖化に甚大な影響を及ぼすため、フロン類排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できるとのことでした。

中西技師からは「産業廃棄物処理業者の欠格要件に関して事業主が注意すべき点について」と題して、東三河管内及び愛知県内の過去の行政処分について説明があり、欠格要件の定義である13項目

- (1. 心身の故障により業務を適切にできない者として環境省令で定めるもの
 2. 破産者で復権を得ていない者
 3. 禁錮以上の刑を受け、5年経過しない者
 4. 廃掃法、特定の刑法の罪、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、暴力行為等処罰に関する法律のいずれかの罪を犯し、罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
 5. 廃掃法重大違反で処理業の許可が取り消され5年を経過しない者
 6. 処理業の取り消しの通知を受けた後に、業の廃止届をした者で5年を経過しない者
 7. 6の場合に、通知の日の前の60日以内にその法人の役員、使用人であった者で、5年を経過しないもの
 8. 不正または不誠実な行為をするおそれがある相当の理由がある者
 9. 暴力団員、暴力団員であった者で5年を経過しない者
 10. 未成年者で法定代理人が1から9までのいずれかに該当する者
 11. 法人の役員または使用人のうち、1から9に該当する者
 12. 個人で使用人のうち、1から9に該当する者
 13. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- の詳しい説明があり、まとめとして間違えやすい事例をクイズ形式で出題し、参加者の理解度を図るなど分かりやすく補足をされました。

謝辞は事業部会副部長の長崎正敏氏が述べ、閉会の辞を企画委員会委員長松井忠博氏が述べ閉会となりました。

終了後の事業効果として、廃棄物処理法に関する動き及び収集運搬業の許可について知識がより深まったとのことでした。



講演をする高橋主事



フロン排出抑制ポータルサイト QRコード



講演をする中西技師